平成２７年（フ）第１９号
北海道帯広市東８条南３丁目１番地43　セレーノＫⅡ202号
債務者　工藤　真宏
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
盛岡市東新庄２丁目９番１号、旧住所千葉県習志野市谷津１丁目10番６－102号
債務者　佐藤　陽平
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２号
岩手県久慈市長内町第25地割35番地１　ハーモニアスフェイバーＡ202、前住所岩手県九戸郡洋野町大野第57地割184番地１
債務者　木村　　朋
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２７年（フ）第１６号
群馬県太田市新井町576番地２　エステーハイツＢ－208号
債務者　竹内　園恵
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２２号
群馬県太田市西新町42番地15　Ｂ－Ｗｅｓｔ　Ｂ
債務者　石川　優希（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第１７号
長野市大字風間914番地26
債務者　泉山　晶子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４号
香川県高松市塩上町２丁目11番25号、住民票上の住所香川県高松市花ノ宮町２丁目14番25－205号
債務者　荒井　康男
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７号
香川県高松市三谷町4412番地１
債務者　村川　昇万
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９号
香川県高松市林町2516番地２　エスメゾン・オーブ101
債務者　矢野さゆり（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９号
富山市本郷新60番地２　ファミールひらい105号
債務者　中本　誠一
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７９号
千葉県柏市豊住５丁目２番21号　トラッド新柏105号
債務者　北村　幸司
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第８０号
千葉県柏市豊住５丁目２番21号　トラッド新柏105号
債務者　北村　美敬
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第１１２号
北九州市八幡西区白岩町17番５－101号
債務者　上野　大助
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１３号
北九州市八幡西区白岩町17番５－101号
債務者　上野　瑠吏
1　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月14日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５号
北海道目梨郡羅臼町岬町５番地４
債務者　丸井　美樹
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第６５号
栃木県宇都宮市野沢町95番地１　県営野沢住宅２号棟014号室、前住所栃木県宇都宮市下平出町351番地３
債務者　石川　和男（旧姓齊木）
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第８４号
栃木県宇都宮市関白町247番地２
債務者　古橋　清美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係